

福井県丹南広域組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成12年3月 3日条例第3号

改正 平成12年10月1日条例第9号

改正 平成17年10月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第2項及び第4項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手續及び効果)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関しては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年越前市条例第34号)の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。